

第4章 第4次障害者計画の基本的な考え方



リンゴ／栄野川盛春 (atelierくわの実)

1. 基本理念

障害者基本法第1条では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指すことが示されています。また、障がい者を取り巻く近年の動向としては、これまでの「障がい者の自立支援」という観点に加え、「障がい者の差別解消」「合理的配慮」「社会的な障壁の除去」「共生社会の実現」といった、障がい者の権利の視点が重視されています。

本市の理念は第3次計画策定時に「自分らしく」という言葉を盛り込み、障がい者個人の尊厳を重んじる視点を加えて理念を見直しました。第4次計画においても、同じ理念を継承し、「共生のまち」づくりを進めてまいります。

『一人ひとりの自分らしくをともに支える』
～思いやりでつながる共生のまち・うるま～

障がい者が社会参加を実現し、地域で自分らしく生活していくためには、障がい者が十分な支援を受けられ、安心して暮らせるような体制を構築するとともに、障がい者も社会の一員として、地域の中で支えあうという意識の高揚が大切です。

また、障がい者の自立と社会参加を推進するために、地域の一人ひとりが障がい者個人の尊厳を重んじ、手をさしのべられる思いやりが広がっていく共生のまちづくりを、進めてまいります。

2. 基本目標

計画の理念「『一人ひとりの自分らしくをともに支える』～思いやりでつながる共生のまち・うるま～」を実現するため、本計画では、総合計画の障害福祉分野で掲げられている3つの目標に障がい児施策に係る目標を加えて4つの基本目標を掲げ、障害のある人もない人も、共に支え合いながら一人ひとりの「自分らしく」が達成できるように、共生社会の環境づくりを図ります。

基本目標Ⅰ．相談支援体制の強化と障害福祉サービスの充実

障がい者の自己選択、自己決定を促進するために相談支援体制を強化するとともに、地域生活を支えるサービス提供、保健・医療の推進など、障害の特性などに対応できる多様なサービスの提供を行います。

基本目標Ⅱ．障がい者の自立支援と活躍（社会参加）の推進

障がい者が、自らの選択により、自分に合った仕事につき、働き続けるために関係機関などと連携を図りながら多様な就労支援を行っていきます。

障がい者が、地域で安心して生活が継続できるよう関係機関・団体と連携し、自立や社会参加の促進を図るための環境整備を行います。

基本目標Ⅲ．安心できる地域環境づくりの推進

障がい者に対する差別や偏見を無くすため、啓発や広報活動を通じ、差別解消の取組みを推進します。

移動・交通、住まい、バリアフリーなど、障がい者にやさしい地域環境づくりを推進します。

障がい者が容易に情報が入手できるように障害の特性にも配慮した情報発信を行います。

地域の安全のために、防犯・防災の観点から障がい者への情報提供、相談、支援充実を図ります。

基本目標Ⅳ．障がい児及び配慮を要する子への取組の充実

特別支援教育やインクルーシブ教育を推進し、障がい児等への教育振興を図るとともに、福祉教育による障害の理解や福祉意識の醸成を図ります。

障がい児等への相談支援、福祉サービスの充実とともに、障がい児のライフステージにおいて切れ目のない支援を行う体制の充実を推進します。また、発達支援、医療的ケア児支援、重度障がい児への支援について強化を図ります。

障がい児の子育て支援の面について、利用促進や受け入れ体制強化の取組を行います。

3. 重点的な取り組み

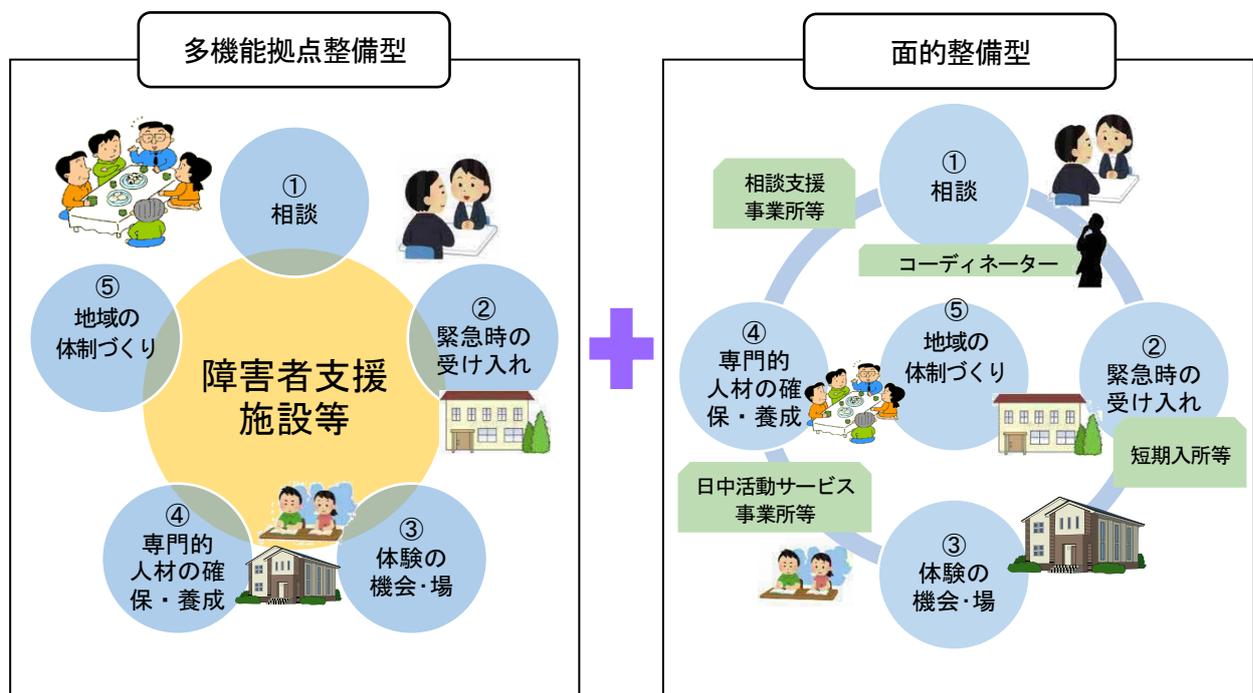
(1) 地域生活支援拠点の整備による安心できる地域環境づくり

「地域生活支援拠点等」とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つを柱としています。

障害福祉計画においては、成果目標に「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」があり、市町村または圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等の整備を掲げる必要があります。

本市では、「多機能整備型」が1箇所整備されていますが、加えて障がい者の生活を地域全体で支える「面的整備型」の支援体制を構築していきます。また、地域拠点として、緊急時の支援が見込めない世帯の事前把握や登録、緊急時の相談・対応、地域の体制づくり等の役割を持ったコーディネーターの拡充を検討していきます。

本市の地域生活支援拠点の整備イメージ



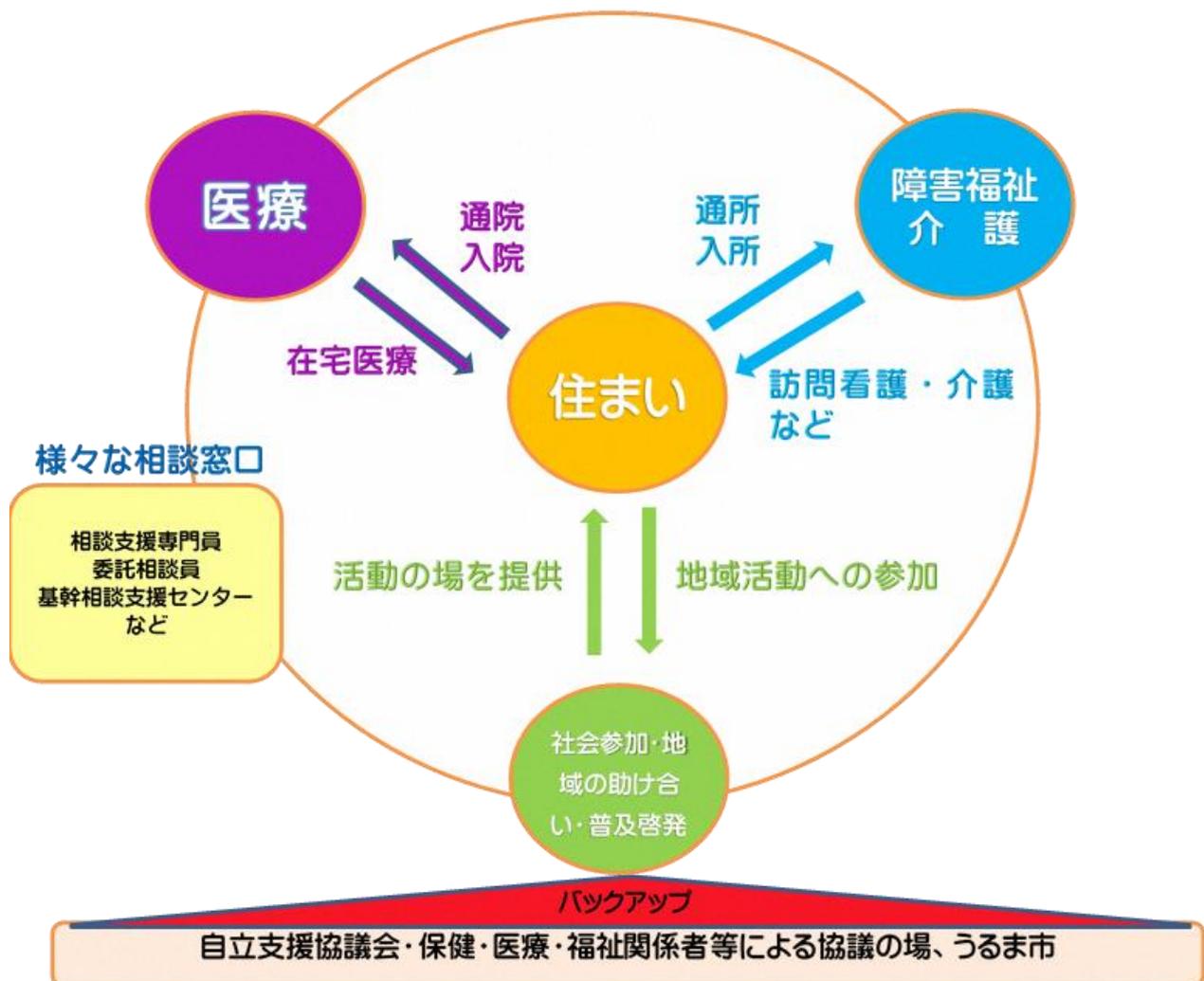
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

現在、本市では、長期入院している精神障がい者の地域移行のため、コーディネーターを配置して対象者の把握から地域移行の準備支援などを進めています。しかし、地域移行支援のサービスを利用した実績は少なく、地域移行支援の利用促進が必要となっています。

障がい者が地域の中で安心して自分らしい暮らしをするためには、障がい者本人の意思及び一人ひとりの特性に応じた「支援」や「社会参加」が重要となります。保健、医療、障害福祉・介護サービス、住まい、就労・社会参加の場、地域の支援者による助け合いなど、関係者・関係機関が情報共有しながら包括的に関わり、安心して地域生活できるような環境づくりを目指します。

このため、本市において行政、基幹相談支援センター、自立支援協議会(地域移行支援専門部会・作業部会)等、保健・福祉・医療関係者が一体となりながら、障がい者一人ひとりを支援する体制の構築を進めます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ



(3)障がい児支援体制の構築

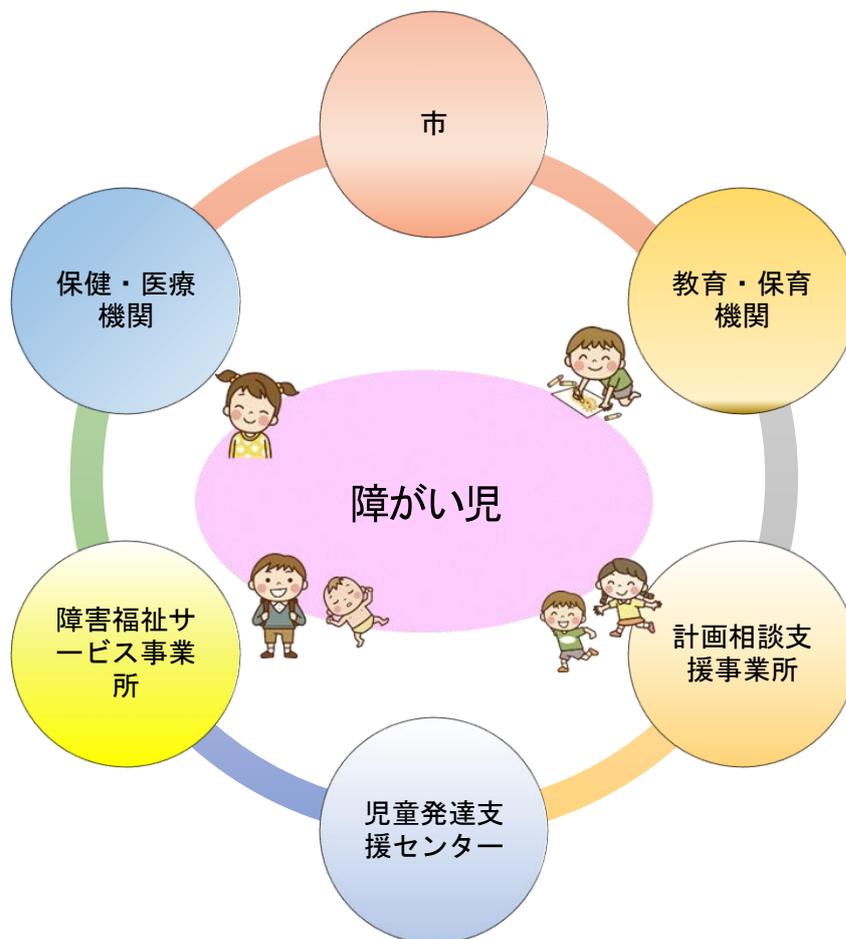
現在、本市では、「うるま市発達を支援する関係課連絡会」を設置し、子どもの心身の発達支援に関する情報交換を行い、関係課等が持つ役割を有機的に組み合わせ、また共通課題について検討するなど、ネットワークの構築を進めています。

また、障がい児を対象とする支援サービスについては、障害児通所支援事業所が増えてきたものの、重度障がい児を受け入れできる事業所の不足や、医療的ケア児への対応強化、保育所等訪問支援等事業所の利用促進等の課題も見られます。

こういった課題を踏まえ、本市では、障がい児への専門的な相談やケア体制の構築のため、「うるま こどもステーション」の整備と合わせて、令和4年度に設置した「児童発達支援センター」を地域の中核として、当事者、保護者及び支援者へのサポートも展開できる体制の構築を図ります。また、親子通園事業等の各種事業の実施や医療機関等の関係機関が連携した児童発達支援の体制づくりを推進しています。

また、同センターと市内障害児通所支援事業所や教育・保育機関等との連携を図る体制づくりに努めます。

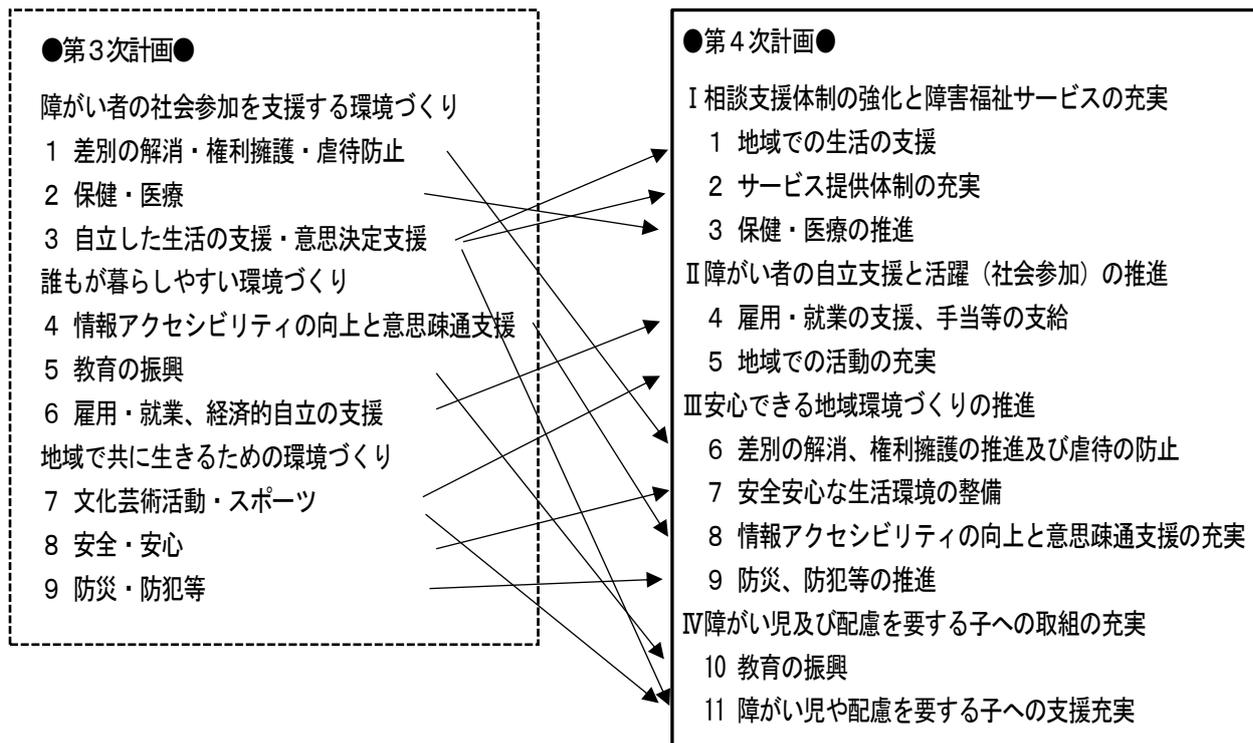
本市の障がい児支援体制の構築のイメージ



4. 施策の体系（障害者計画の施策体系）

（1）施策体系の考え方

本市計画の施策分野は、国の第5次障害者基本計画の項目に基づきながら、本市の総合計画に掲げる障害福祉に係る柱立てを踏まえ、第3次計画から再編を行っています。



(2) 第4次障害者福祉計画の施策体系

基本理念	基本目標	施策分野	施策項目
『一人ひとりの自分らしくをともに支える』 ～思いやりでつながる共生のまち・うるま～	I 相談支援体制の強化と障害福祉サービスの充実	1. 地域での生活の支援	(1) 意思決定支援の推進
			(2) 相談支援体制の構築
			(3) 地域移行支援の充実
	(4) 地域生活支援拠点の取組の推進		
	2. サービス提供体制の充実	(1) 障害福祉サービスの質の確保	
		(2) 地域での暮らしを支える支援の充実	
		(3) 障害福祉を支える人材の確保	
	3. 保健・医療の推進	(1) 障害の原因となる疾病等の予防	
		(2) 精神保健対策の充実	
		(3) 難病患者等への支援	
	II 障がい者の自立支援と活躍（社会参加）の推進	4. 雇用・就業の支援、手当等の支給	(1) 総合的な就労支援
(2) 障がい者雇用の促進			
(3) 福祉的就労の底上げ			
(4) 手当の支給、医療費の助成の実施			
5. 地域での活動の充実	(1) 文化芸術活動の促進		
	(2) スポーツ・レクリエーション活動の促進		
	(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実		
	(4) 障がい者等の活動支援		
III 安心できる地域環境づくりの推進	6. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 権利擁護の推進、虐待の防止	
		(2) 障害を理由とする差別の解消	
		(3) 障害の理解・啓発の推進	
	7. 安全安心な生活環境の整備	(1) 住宅の確保	
		(2) 移動しやすい環境の整備等	
		(3) 障がい者に配慮したまちづくりの推進	
	8. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	(1) 情報アクセシビリティの向上	
		(2) 情報提供の充実	
		(3) 意思疎通支援の充実	
(4) 行政情報のアクセシビリティ向上			
9. 防災、防犯等の推進	(1) 防災対策の推進		
	(2) 防犯対策の推進		
	(3) 消費者トラブルの防止		
IV 障がい児及び配慮を要する子への取組の充実	10. 教育の振興	(1) 特別支援教育の充実	
		(2) 学校施設のバリアフリー	
		(3) 福祉教育の推進	
	11. 障がい児や配慮を要する子への支援充実	(1) 障害児福祉サービスの提供体制の充実	
(2) 相談支援・療育体制の強化			
(3) 障がい児への子ども・子育て支援等の提供体制の充実			

